

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 11



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 3
- 鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 4
- 鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則及び鹿児島県立短期大学に勤務する学
校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 6

規 則

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第21号

鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則 (昭和29年鹿児島県規則第22号) の一部を次のように改正する。

第 1 条 の 3 第 1 号 イ 中 「第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り」 を 「第 18 条 第 1 項 又 は 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 15 年 鹿 児 島 県 条 例 第 2 号) 第 2 条 の 3 の 規 定 に よ り 任 期 を 定 め て」 に 改 め る。

(職員 の 給 料 の 調 整 額 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 職員 の 給 料 の 調 整 額 に 関 す る 規 則 (昭 和 32 年 鹿 児 島 県 規 則 第 76 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 2 条 第 2 項 中 「平 成 7 年 鹿 児 島 県 条 例 第 4 号」 の 次 に 「。 以 下 「勤 務 時 間 条 例」 と い う。」 を 加 え, 「同 条 例」 を 「勤 務 時 間 条 例」 に, 「第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り」 を 「第 18 条 第 1 項 又 は 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 15 年 鹿 児 島 県 条 例 第 2 号) 第 2 条 の 3 の 規 定 に よ り 任 期 を 定 め て」 に 改 め る。

(職員 の 給 料 の 特 別 調 整 額 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 3 条 職員 の 給 料 の 特 別 調 整 額 に 関 す る 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 90 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 3 条 第 1 号 中 「の 規 定 に よ り 採 用 さ れ た」 を 「又 は 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 (平 成 15 年 鹿 児 島 県 条 例 第 2 号) 第 2 条 の 3 の 規 定 に よ り 任 期 を 定 め て 採 用 さ れ た」 に 改 め る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第22号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則（昭和32年鹿児島県規則第71号）の一部を次のように改正する。
別表第1の20の項を次のように改める。

20 食肉衛生検査所に勤務し、食肉検査業務等に従事する獣医師	白衣（長袖）	8着	2年
		4着	1年
	白衣（半袖）	8着	2年
		4着	1年
	ズボン	8着	2年
		4着	1年

別表第1の29の項中「観光課」を「PR観光課」に改める。

別表第2中15の項を削り、14の項を15の項とし、5の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、同表4の項の次に次のように加える。

5 森林技術総合センターに勤務する補助作業員	夏用作業服（上下）	1着	1年
	作業服（上下）	1着	2年
	作業帽	1個	2年
	作業靴	1足	1年

別表第2の16の項及び17の項を次のように改める。

16 若駒学園に勤務する補助作業員	作業帽	2個	1年
	夏用作業服（上下）	1着	2年
	作業服（上下）	1着	2年
	前掛け	2枚	1年
	ゴム長靴又は作業靴	2足	1年
	靴下	12足	1年
17 食肉衛生検査所に勤務し、食肉検査業務に従事する食肉検査員及び食肉衛生検査補助員（18の項に掲げる者を除く。）	白衣（長袖）	2着	1年
	白衣（半袖）	2着	1年
	ズボン	2着	1年

別表第2中32の項を38の項とし、31の項を37の項とし、30の項を35の項とし、同項の次に次のように加える。

36 地域振興局建設部、熊毛支庁建設部及び屋久島事務所建設課並びに大島支庁建設部、瀬戸内事務所建設課、徳之島事務所建設課及び沖永良部事務所建設課に勤務し、道路の維持補修業務に従事する補助作業員	夏用作業服（上下）	2着	1年
	作業服（上下）	2着	1年
	手袋	4組	1年
	作業帽	1個	2年
	安全靴	1足	5年
	雨衣	2着	1年

別表第2中29の項を34の項とし、23の項から28の項までを5項ずつ繰り下げ、同表22の項中「20の項及び21の項」を「22の項及び23の項」に改め、同項を同表24の項とし、同項の次に次のように加える。

25 農業開発総合センター（果樹・花き部常緑果樹研究室、同部特産果樹研究室及び畜産試験場中小家畜部養鶏研究室に限る。）及びフラワーセンターに勤務し、専ら農作業又は牧畜作業に従事する補助作業員	夏用作業服（上下）	2着	1年
	作業服（上下）	1着	2年
	雨衣	1着	3年
	防寒帽又は作業帽	2個 （防寒帽は1個）	3年
	ゴム長靴又は作業靴	2足 （ゴム	1年

		長靴は 1 足)	
26 農業開発総合センター茶業部に勤務し、 専ら農作業に従事する補助作業員	作業服 (上)	2 着	1 年
	作業服 (下)	3 着	1 年
	雨衣	1 着	3 年
	防寒帽又は作業帽	2 個 (防寒 帽は 1 個)	3 年
	ゴム長靴又は作業靴	2 足 (ゴム 長靴は 1 足)	1 年
27 農業開発総合センターに勤務し、専ら農 作業又は牧畜作業に従事する補助作業員 (25の項及び26の項に掲げる者を除く。)	夏用作業服 (上下)	2 着	1 年
	作業服 (上下)	1 着	2 年
	雨衣	1 着	3 年
	防寒帽又は作業帽	2 個 (防寒 帽は 1 個)	3 年
	安全靴	1 足	7 年
	ゴム長靴又は作業靴	2 足 (ゴム 長靴は 1 足)	1 年

別表第 2 中 21 の項を 23 の項とし、18 の項から 20 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 17 の項の次に次のように加える。

18 食肉衛生検査所に勤務し、食肉検査業務 に従事する食肉検査員及び食肉衛生検査補 助員 (いずれも 1 月の雇用期間が 20 日以上 の者に限る。)	白衣 (長袖)	4 着	1 年
	白衣 (半袖)	4 着	1 年
	ズボン	4 着	1 年
19 離島の保健所に勤務し、食肉検査業務に 従事する食肉検査員	ゴム長靴 (耐油性)	1 足	1 年
	白衣 (長袖)	1 着	1 年
	白衣 (半袖)	1 着	1 年
	ズボン	1 着	1 年

附 則

- この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の職員に対する被服類貸与規則別表第 1 の 29 の項の規定により貸与されている貸与品については、改正後の職員に対する被服類貸与規則別表第 1 の 29 の項の規定により貸与されているものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 23 号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和 32 年鹿児島県規則第 74 号) の一部を次のように改正する。

表中「保健医療福祉課，健康増進課」の次に「，新型コロナウイルス感染症感染防止対策課」を加え，「食肉衛生検査所，動物愛護センター，若駒学園」を「若駒学園，食肉衛生検査所，動物愛護センター」に改め，「国民健康保険課，健康増進課」の次に「，新型コロナウイルス感染症感染防止対策課」を加える。

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第 2 条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年鹿児島県規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「子育て・高齢者支援総括監」を「子育て・高齢者支援総括監
医療審議監」に，

「

議会事務局	事務局長
-------	------

」を

「

議会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長

」に

改める。

別表第 1 の 2 中「医療審議監
本港区まちづくり総括監」を「本港区まちづくり総括監」に，

「

人事委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長

」を

「

監査委員事務局	事務局長
---------	------

」に

改める。

別表第 2 中「総務部男女共同参画局次長」を「総務部男女共同参画局次長
産業政策総括監」に改める。

別表第 3 中「センター長
法制・審査監」を「法制・審査監
センター長」に，「地域包括ケア対策監
人財確保育成監」を「地域包
括ケア対策監」に，「農業開発総合センター支場長
農業開発総合センター大隅支場次長」を「農業開発総合センター支場
長」に，「生徒指導監
学校教育 ICT 推進監」に改める。

（鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第 3 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課
大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関」を「大島支庁徳之島事務所保健衛
生環境課」に改め，「観光・文化スポーツ部観光課奄美市駐在機関」を「観光・文化スポー
ツ部 P R 観光課奄美市駐在機関」に改める。

附 則

この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 24 号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和 60 年鹿児島県規則第 21 号）の一部を次のように改正す
る。

別記第 1 号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に，「このたび」を
「この度」に改め，同様式注意事項中 1 を削り， 2 を 1 とし， 3 を 2 とする。

別記第 1 号様式の 2 中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式注意事項を次のように改める。

注意事項

「2 認定内容」は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は当該期日を、それ以外の場合は募集実施要項に記載されている退職すべき期間を記入すること。

別記第 1 号様式の 3 から別記第 1 号様式の 5 までの規定中「㊦」を削る。

別記第 1 号様式の 6 中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式注意事項中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

別記第 1 号様式の 7 中「㊦」を削る。

別記第 1 号様式の 8 中「(退職した職員の氏名) 印」を「(退職した職員の氏名)」に改め、同様式 (別紙) 以外の部分に限る。)注意事項 1 を次のように改める。

1 記載上の注意

②欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

記載は正しくすること。偽りその他不正の行為によつて基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。

別記第 2 号様式中「退職した職員氏名 印」を「退職した職員氏名 」に改め、同様式注意事項 1 中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

別記第 5 号様式 (第 1 面) 中「㊦」を削り、同様式 (第 2 面) 中

担 当 者 印	を	担 当 者	に
------------------	---	-------------	---

改める。

別記第 5 号様式の 2 中「(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 印」を「(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____」に改め、同様式注意事項中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

別記第 6 号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改める。

別記第 9 号様式中「受給資格者氏名 印」を「受給資格者氏名 」に改める。

別記第 11 号様式中「印」を削る。

別記第 12 号様式中「受給資格者氏名 印」を「受給資格者氏名 」に改める。

別記第 13 号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第 13 号様式の 2 中「受講者氏名 印」を「受講者氏名 」に改め、同様式注意事項 8 中「8 欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。また、」を削る。

別記第 14 号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改め、同様式注意事項 6 を削る。

別記第 17 号様式中「高年齢受給資格者氏名 印」を「高年齢受給資格者氏名 」に改める。

別記第 18 号様式中「特例受給資格者氏名 印」を「特例受給資格者氏名 」に改める。

別記第 19 号様式及び別記第 19 号様式の 2 中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改める。

別記第 19 号様式の 3 中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改め、

同様式注意事項 4 を次のように改める。

4 事業主の記載事項について

- (1) 5 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における 1 週間の所定労働時間を記載すること。
- (2) 6 欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
- (3) 7 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
- (4) 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。

別記第 20 号様式中「を超えて雇用する見込み()」を「以上雇用する見込み()」に、「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改め、同様式注意事項 2 中「を超えて」を「以上」に改める。

別記第 21 号様式から別記第 22 号様式の 3 までの規定中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県職員退職手当支給規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則及び鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 25 号

鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則及び鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県職員の管理職員特別勤務手当支給規則(平成 3 年鹿児島県規則第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「管理職員特別勤務手当整理簿」の次に「(次項において「勤務実績簿等」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 勤務実績簿等に記載すべき事項を庶務事務システム(職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。)を使用して記録をしたときは、当該記録をもって前項に規定する勤務実績簿等の作成に代えることができる。この場合において、当該記録は、勤務実績簿等とみなす。

(鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則(平成 3 年鹿児島県規則第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「管理職員特別勤務手当整理簿」の次に「(次項において「勤務実績簿等」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 勤務実績簿等に記載すべき事項を庶務事務システム(職員等の服務、給与、福利厚生、旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。)を使用して記録をしたときは、当該記録をもって前項に規定する勤務実績簿等の作成に代えることができる。この場合において、当該記録は、勤務実績簿等とみなす。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。